

## 「立地適正化計画」の策定又は改定業務に関する同種業務実績の定義

### I 策定又は改定業務に関する同種業務実績の定義

#### (1) 策定業務

業務実施市町村において、立地適正化計画を初めて策定する業務で、都市構造分析から基本方針の策定、誘導区域の設定までの一連を実施した業務。ただし、都市機能誘導区域、居住誘導区域のいずれかの設定でも可とする。

#### (2) 全面改定業務

計画期間の満了などにより、計画全体を根本的に見直し、再構築する業務。

#### (3) 中間改定業務

社会情勢の変化に対応する時点修正や、運用上の課題に対応及び防災指針等の内容を一部追加するために実施される計画期間内の見直し、改定業務。

### II 業務種別判定表（策定又は改定業務の識別）

対象：○、対象外：×

No	項目	策定	全面改定	中間改定
1	都市構造の分析（見直し含む）	○		○
2	基本方針の策定（見直し含む）			○
3	都市機能誘導区域の設定、施策の検討（見直し含む）			○
4	居住誘導区域の設定、施策の検討（見直し含む）			○
5	指針や施策の一部見直し・追加（例：防災指針の追加）	—	×	○
6	特定の区域の居住促進区域や都市機能誘導区域の微調整	—	×	○

※同一市町村において、上表 No.1～No.4 の業務を複数年にわたり全て受注している場合、「策定」又は「全面改定」とみなす。ただし、複数年で複数の業務を受注している場合でも、これを 1 件として扱う。

※テクリスに加え、業務内容が確認できる仕様書、業務計画書等を提出すること。